

## カードローン「杜の都 きゃっする」(1/2)

平成26年4月1日現在

1. 商 品 名	カードローン「杜の都 きゃっする」												
2. ご利用 いただける方	以下の条件をすべて満たす個人の方 ①当金庫の営業地域にお住まい、またはご勤務（営業）の方 ②満20歳以上満65歳以下の方 ③継続して安定した収入のある方 （専業主婦の場合は、配偶者の年齢が満69歳以下で安定継続した収入がある方） ④保証会社の保証を受けられる方												
3. お 使 い み ち	お使いみちはご自由です 但し、事業資金にお使いになることはできません												
4. ご 融 資 極 度 額	50万円以上500万円以内（10万円単位 46種類）※専業主婦は50万円のみ												
5. ご 利 用 限 度 額	10万円～500万円 ※当初ご契約いただく極度額の範囲内で、ご利用限度額を増減させていただくことがあります（ご利用限度額が0円になる場合もあります）												
6. ご 利 用 期 間	(1) 3年間（原則自動更新） (2) 満66歳に達した場合、以後の更新はおこないません （ご利用限度額は0円となります）												
7. ご 融 資 利 率	<table border="0"> <tr> <td>契約極度額100万円以下</td> <td>固定金利</td> <td>年12.80%</td> </tr> <tr> <td>契約極度額110万円以上200万円以下</td> <td>固定金利</td> <td>年10.80%</td> </tr> <tr> <td>契約極度額210万円以上300万円以下</td> <td>固定金利</td> <td>年8.80%</td> </tr> <tr> <td>契約極度額310万円以上500万円</td> <td>固定金利</td> <td>年5.80%</td> </tr> </table>	契約極度額100万円以下	固定金利	年12.80%	契約極度額110万円以上200万円以下	固定金利	年10.80%	契約極度額210万円以上300万円以下	固定金利	年8.80%	契約極度額310万円以上500万円	固定金利	年5.80%
契約極度額100万円以下	固定金利	年12.80%											
契約極度額110万円以上200万円以下	固定金利	年10.80%											
契約極度額210万円以上300万円以下	固定金利	年8.80%											
契約極度額310万円以上500万円	固定金利	年5.80%											
8. お持ち頂く書類	①本人確認資料 運転免許証（運転免許を取得していない方は健康保険証またはパスポート） ②源泉徴収票、市県民税課税証明書など所得（年収）を証明するもの （申込極度額300万円を超える場合）												
9. ご 返 済 方 法	残高スライド返済 約定返済日前日の貸越残高により返済額が変わります ①約定返済日前日残高 50万円以下 …10,000円 ②約定返済日前日残高 50万円超 70万円以下…15,000円 ③約定返済日前日残高 70万円超100万円以下…20,000円 ④約定返済日前日残高100万円超150万円以下…25,000円 ⑤約定返済日前日残高150万円超200万円以下…30,000円 ⑥約定返済日前日残高200万円超250万円以下…35,000円 ⑦約定返済日前日残高250万円超300万円以下…40,000円 ⑧約定返済日前日残高300万円超500万円以下…50,000円 ※返済日は、毎月10日となります ※更にいつでも内入可能です												
10. 保 証 会 社	信金ギャランティ株式会社												
11. 保 証 人	必要ありません												



杜の都信用金庫

MAJORE INC. ADVISED  
SHINJON BANK

## カードローン「杜の都 きゃっする」(2/2)

12. 担保	必要ありません
13. 手数料・保証料	(1) カード発行手数料 無料 (2) 保証料は融資利率に含まれております（別途保証料をご用意いただく必要はありません）
14. 苦情処理措置・紛争解決措置	(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談部お客さま相談室（8時30分～17時、電話：022-222-8076）にお申し出ください。 (2) 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
15. その他	ローンカードは、全国の信用金庫、都市銀行、銀行、信用組合、農協、労金、ゆうちょ銀行等、提携金融機関のATMでご利用いただけます ※その他、詳しくは窓口までお問い合わせください

